

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年3月19日(2024.3.19)

【公開番号】特開2023-112047(P2023-112047A)
 【公開日】令和5年8月10日(2023.8.10)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-150
 【出願番号】特願2023-100756(P2023-100756)
 【国際特許分類】

G 0 7 G 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 7 G 1 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

G 0 7 G 1 / 1 2 3 2 1 K

G 0 7 G 1 / 0 6 B

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月11日(2024.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

客が購入する商品を店員の操作により登録し、当該登録した商品の取引に関する登録データを前記客が自らの操作により精算を行えるように複数の精算装置のうちいずれかに送信する登録装置であって、

前記客の年齢に関する情報を入力する入力手段と、

前記複数の精算装置の状態情報を受信する受信手段と、

前記複数の精算装置の中から、前記客の精算処理を行う空き状態の精算装置を前記登録装置自体が指定する指定手段と、

30

前記登録データを前記指定手段により指定された精算装置に送信する送信手段と、を備え、

前記指定手段により指定される精算装置は、前記複数の精算装置がいずれも使用中であった場合に、使用中の前記精算装置のうち子どものみで操作しているものがあるときは、

当該子どものみで操作している精算装置以外の精算装置である、

ことを特徴とする登録装置。

40

50